

## 第2節 環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保(健康)

### 1 自動車公害の防止

#### (1) 主な目標と現状

##### 【主な目標】

- ① 平成22年度までに二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )及び浮遊粒子状物質( $\text{SPM}$ )の環境保全目標を達成します。
- ② 平成22年度までに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 $\text{NOx}$ ・ $\text{PM}$ 法)の対策地域における自動車排出窒素酸化物( $\text{NOx}$ )の総量を16,450トン/年、自動車排出粒子状物質( $\text{PM}$ )の総量を740トン/年まで削減します。
- ③ 平成22年度までに、道路に面する地域において、環境騒音の環境保全目標の概ね達成をめざします。

##### 【基準年度の状況】

- ① 「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の基準年度である平成9年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率は、それぞれ66.4%、33.3%でした。
- ② 平成9年度の対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は27,260トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は3,170トン/年でした。
- ③ 自動車騒音については、数次にわたる自動車1台ごとの単体規制の強化が国によって実施されています。また、府内の道路管理者及び関係機関による大阪府道路環境対策連絡会議において、自動車騒音の深刻な地域における沿道環境対策の実施方針「大阪府域の沿道環境対策について」(平成9年)が策定され、遮音壁や低騒音舗装等の道路構造対策、道路網整備や交通管理・規制等の交通流対策を推進しました。

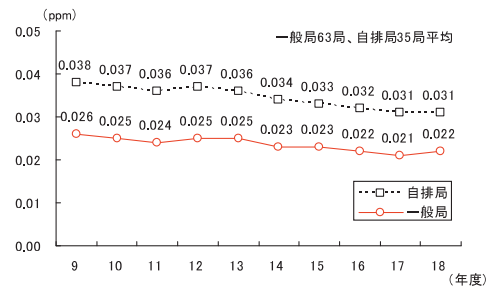
しかし、騒音規制法に定められた要請限度を超過する地域の解消には至っておらず、面

的評価による道路に面する地域における平成13年度の環境保全目標の達成率は71.0%でした(面的評価は平成13年度から開始)。

##### 【現状】

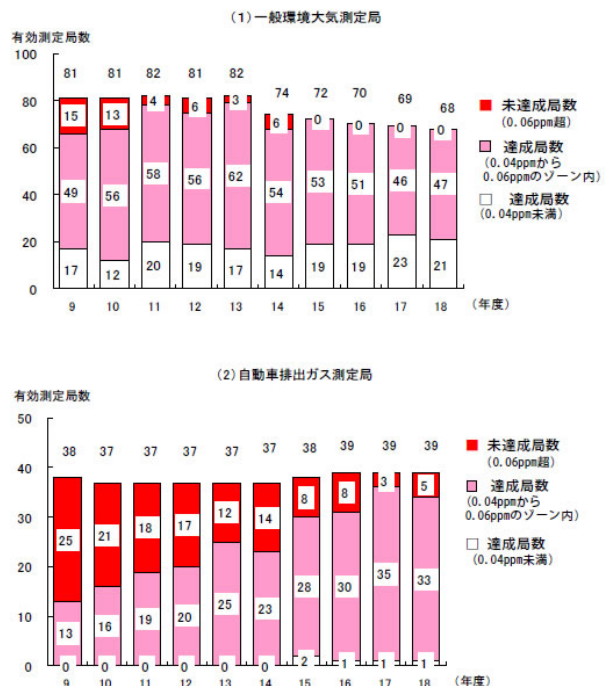
- ① 二酸化窒素の年平均濃度は緩やかに減少しており、平成18年度の環境保全目標の達成率は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)で昨年度に引き続き100%、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)で87.2%、一般局及び自排局をあわせた全測定局で95.3%でした。

図-15 二酸化窒素濃度(年平均値)の推移



(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局の測定値を用いた。

図-16 二酸化窒素の環境保全目標達成状況の推移



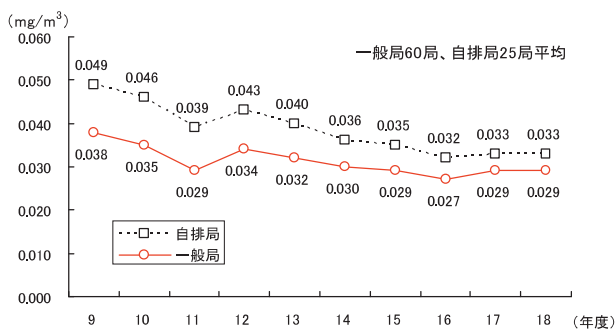
【要請限度】

自動車騒音について国が定めた限度を超えることによって、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市町村長は騒音規制法に基づき都道府県公安委員会に交通規制等の措置を要請することができる。

浮遊粒子状物質の年平均濃度も緩やかに減少しており、平成18年度の環境保全目標の達成率は、一般局で97.1%、自排局で94.4%、一般局及び自排局をあわせた全測定局で96.2%でした。

環境保全目標の達成率は、大気汚染物質の排出削減が進展しても、黄砂など気象等の影響により年度によって変動があります。今後も環境保全目標の達成維持に向けた総合的な諸施策を計画的に推進する必要があります。

図-17 浮遊粒子状物質濃度(年平均値)の推移



(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局の測定値を用いた。

② 府内の自動車保有台数は、乗用車が増加する傾向にありますが、環境負荷の大きいディーゼル車の割合は減少してきています。

平成17年度では、対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は20,710トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は1,670トン/年まで削減されました。

図-18 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移(長期的評価)

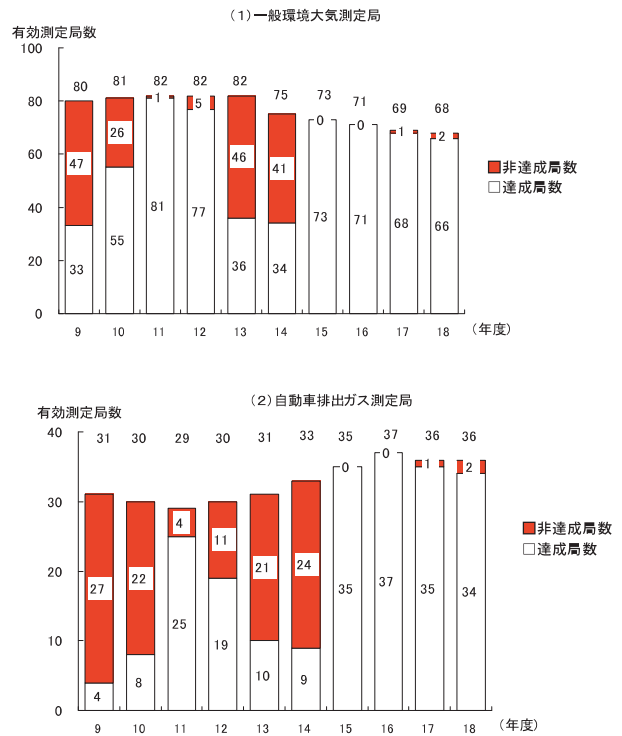
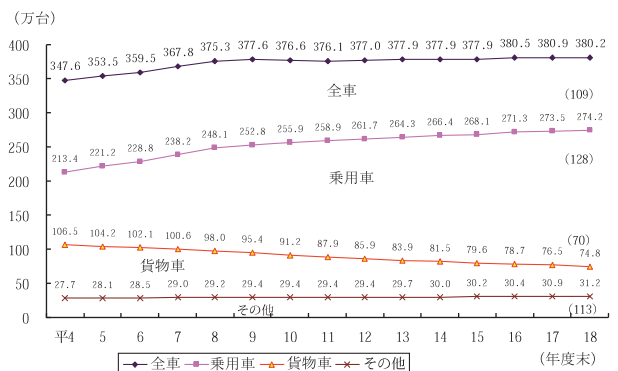


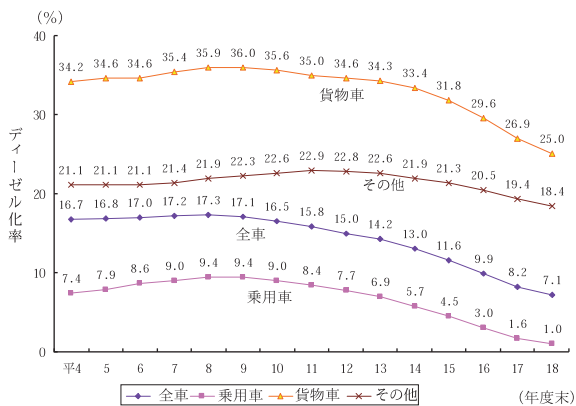
図-19 自動車保有台数の推移



(注) 1 国土交通省調べ

- 2 ( ) 内は平成4年度末を100とした指数を示す。
- 3 乗用車：普通・小型・軽乗用車、貨物車：普通・小型・小型三輪・軽貨物車及び被牽引車  
その他：乗合車・特殊用途車、二輪車

図-20 ディーゼル車の割合の推移



(注) 国土交通省調べ

- ③ 自動車騒音については、関係機関の連携のもと道路構造対策、沿道対策及び交通流対策を実施しました。

面的評価による道路沿道における環境保全目標の平成17年度達成率は**84.4%**(平成16年度達成率:**74.4%**)であり、前年度に比べ改善しました。要請限度との比較では、特に夜間に超過する地域が存在するなど、今後も低騒音舗装の敷設などの道路構造対策をはじめ諸対策の継続・強化が必要となっています。

(2) 平成18年度に講じた施策

①自動車排ガス対策

■総量削減計画の推進

【環境管理室 内線: 3890・3895】

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(平成15年7月策定)に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関と連携して計画的、総合的に推進しています。

平成18年度には局地的な汚染地域対策のため、大気環境基準を超過した地域について、大気環境や交通の実態調査を行い、対策の取りまとめを行いました。微小粒子状物質(PM2.5)対策については、実施把握検討委員

会を実施し、今後の測定手法の検討を行いました。

また二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、車種規制が適用されていない対策地域外からの流入車対策について、大阪府環境審議会に諮問(平成19年3月)し、荷主事業者への対策など、必要な施策の具体化の検討を始めました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No.122)

■ディーゼル車買替緊急融資制度の運営

【環境管理室 内線: 3899】

中小企業者が、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下、「自動車NOx・PM法」という。)の規制に伴うディーゼルトラック・バス等の買い替えを促進するため、購入車両を担保に、第三者保証人なしで利用できる融資制度を民間の金融機関・保証機関と共同で実施しました。(平成18年度実績190台、平成16年度からの累積662台)

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No.125)

■低公害車等の普及促進

【環境管理室 内線: 3899】

天然ガス自動車などの低公害車や京阪神七府県市指定低排出ガス車(LEV-7)の普及促進を図るため、公用車への率先導入を行うほか、低利融資や助成制度、自動車税の軽減(グリーン税制)などを実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No.124、128)

■事業者の排出抑制対策の促進

【環境管理室 内線: 3892】

自動車NOx・PM法に基づき、府内の対象地域(37市町)を使用の本拠としている自動車(軽自動車、特殊自動車、二輪を除く。)を30台以上使用する事業者(自動車運送事業者等を除く。)に対して、平成17年度の実績報告書と平成22年度を目標とした新たな自動車使用管

理計画書の提出を求め、窒素酸化物等の排出抑制を指導しました。

また、排出ガスを抑制する取り組みの一つとして、エコドライブ実践事業者の募集などを行い、おだやかなアクセル操作などエコドライブの普及を推進しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 120)

#### ■大阪グリーン配送推進運動の展開

【環境管理室 内線: 3890】

大阪自動車環境対策推進会議を活用し、物品の輸配送に低公害な自動車を使用するグリーン配送の民間事業者への普及拡大を図る「大阪グリーン配送推進運動」を進めています。

運動では、グリーン配送に取り組む事業者を広く募集するとともに、推進事業者の取り組みをホームページ等に掲載することで、官民が連携した環境に配慮した輸配送について大阪からの普及を図りました。

平成19年3月末現在、運動に参加する「グリーン配送推進事業者」は131社(平成18年3月末: 111社)となっています。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 118)

#### ②交通流・交通量対策

##### ■するとと交差点对策の実施

【交通道路室 内線: 3930】

平成15年度より朝の通勤時間帯のバス路線や昼間の業務交通が集中する渋滞交差点99カ所において、右折レーンの設置や延伸などのハード面と信号表示時間の調整などのソフト面の整備を組み合わせ、即効性のある渋滞対策を重点的に実施しています。

平成18年度は、大阪中央環状線の若草町交差点及び下穂積2丁目西交差点などの8交差点で対策を実施しました

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 148)



図-21  
指定LEV-7 車証



図-22  
エコドライブ・  
ステッカー



図-23  
大阪グリーン配送推進  
運動・ステッカー

## 2 廃棄物の適正処理

### (1) 主な目標と現状

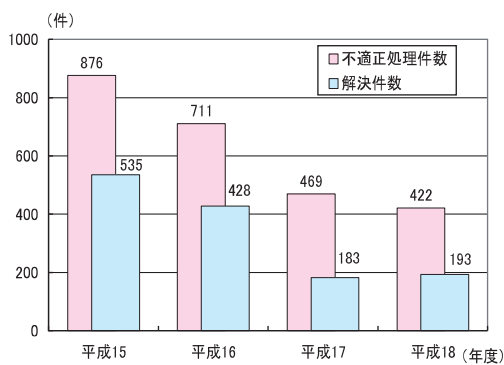
#### 【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることをめざし、不法投棄等の根絶に向けた取組みを重点的に進めます。

#### 【現状】

産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理は、近年減少傾向を示しているものの、依然として多発しており、行政の監視が行き届かない夜間や早朝、休日、また、極めて短期間に行われるなど、その手口が悪質・巧妙化しています。

図-24 産業廃棄物の不適正処理件数



### (2) 平成18年度に講じた施策

#### ■産業廃棄物の不適正処理の根絶

【循環型社会推進室 内線: 3825】

【環境管理室 内線: 3875】

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。

また、警察との連携や産業廃棄物を排出した事業者、土地所有者等に協力を求めるなど、廃棄物処理法と大阪府循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な問題解決

を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No.163)

図-25 産業廃棄物の不適正処理現場



#### ■PCB廃棄物対策

【環境管理室 内線: 5201】

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の処理拠点として、大阪市此花区に処理能力2t/日の脱塩素化分解方式の施設を設置し、平成18年10月からPCBを使用した高圧トランス・コンデンサ類、PCBを含む油等の処理が開始されました。

大阪府では「PCB廃棄物処理計画」(平成16年3月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して同社による広域処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査、説明会の開催等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を支援するため、(独)環境再生保全機構に設けられた基金に拠出しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No.168)

【脱塩素化分解方式】トランス・コンデンサ等の処理対象物に含まれるPCBを抜取、洗浄、密閉・真空状態での加熱等の方法により分離・回収した後、触媒の存在下にて260℃、常圧でPCBを水素と反応させて、塩酸とビフェニルに分解し、無害化します。

### 3 水環境の保全

#### (1) 主な目標と現状

##### 【主な目標】

2010(平成22)年度までに生活排水処理率を100%にし、河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の環境保全目標を概ね達成することなどを目標に、水質汚濁の主な原因である生活排水の処理について重点的に対策を進めます。

また、大阪湾の水質保全については、海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量(COD)や、富栄養化の原因となる窒素、リンの排出量を一層削減するなどの対策を進めます。

##### 【計画策定時の状況】

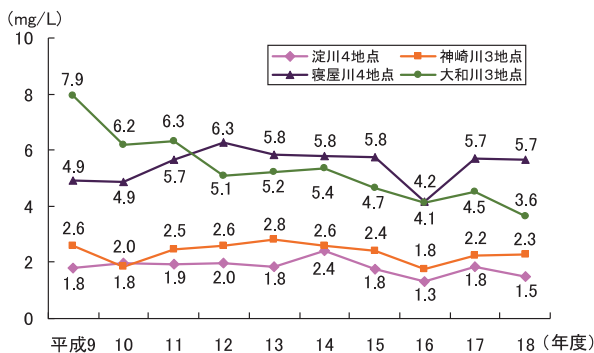
BODの環境保全目標は、約6割の河川で達成していました。

また、大阪湾の水質は、COD等の環境保全目標について、湾奥部等で達成・維持していたものの未達成の海域もあり、季節、場所によって赤潮や貧酸素水塊の発生が確認されていました。

##### 【現状】

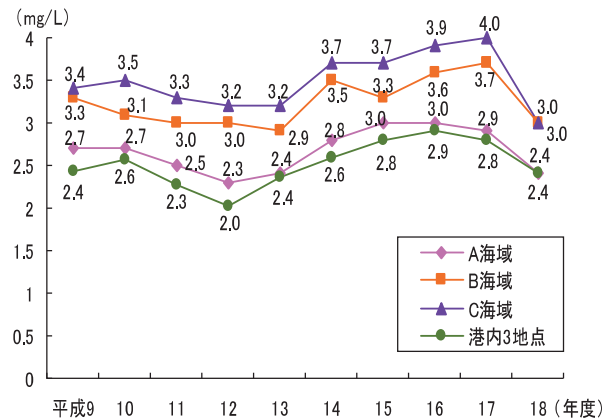
河川のBOD濃度は、平成18年度は増加がみられる河川があったものの、全体として10年間でみると横ばいまたは改善の傾向です。平成18年度の環境保全目標の達成率は71.3%(平成17年度70.0%)でした。

図-26 府内主要河川におけるBOD(年平均値)の推移



また、大阪湾のCOD濃度は平成13年度よりやや増加の傾向がみられていましたが、平成18年度は減少しました。平成18年度の環境保全目標の達成率は40.0%(平成17年度40.0%)でした。

図-27 大阪湾のCODの推移(大阪府測定点・表層年平均値)



#### (2) 平成18年度に講じた施策

##### ①水循環の再生

■雨水利用による地域環境活動推進モデル事業  
 (「おおさかレインボウふるじょくと!」)

【環境管理室 内線: 3854】

平成17年度に引き続き、小学校などの府内16箇所において、府民、NPO等と協働で、雨水利用のモニター活動を実践するほか、雨水利用の環境学習セミナーを開催するなど地域環境活動の推進モデル事業を実施しました。また、府域でさらなる普及を目的に、先進事例等を学ぶ講座として、「雨水ふれあいセミナーIN大阪」を開催するとともに、2年間のモニター結果等をまとめた教材「雨みずについて学ぼう!」と事例集「誰でもできる!楽しい雨水利用」を作成しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 40)

図-28 雨水ふれあいセミナー IN 大阪



■雨水と地下水を活かした水循環シンポジウムの開催 【環境管理室 内線：3854】

『「もったいない」からはじめよう！』を合言葉に、雨水や地下水などの環境負荷が少ない天然資源の活用を推進し、水循環の大切さを啓発するためのシンポジウムを開催しました。

(環境関連主要事業(決算額) 一覧 No. 40)

図-29 雨水利用を实践した園児による発表の様子



■寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ

【河川室 内線：2952】

「寝屋川流域水循環系再生構想」の実現に向け、平成23年を目標年とし、平成16年5月に策定した寝屋川流域清流ルネッサンス「(第二期水環境改善緊急行動計画)」に基づき、河川事業や下水道事業、住民協働による生活排水対策などにより、流域全体で水質改善、流量確保、

水辺環境の整備を図りました。

(環境関連主要事業(決算額) 一覧 No. 375)

【寝屋川流域水循環系再生構想】

寝屋川流域が国の都市再生プロジェクト(第3次決定都市環境インフラの再生・水循環系の再生)のモデル流域に選定されたことを受け、平成15年6月に、寝屋川流域協議会(水環境部会)が策定

②水環境の保全

■総量削減計画の策定【新規】

【環境管理室 内線：3854】

閉鎖性の高い大阪湾に流入する汚濁負荷の削減を目的として、化学的酸素要求量(COD)、窒素、りんのもの3項目に関する第6次総量削減計画の策定等に向け検討を行い、3月に大阪府環境審議会の答申を得ました。

(環境関連主要事業(決算額) 一覧 No. 210)

■浄化槽設置状況の把握事業【新規】

【環境衛生課 内線：2577】

平成18年2月施行の改正浄化槽法では、設置状況を確実に把握するための廃止届や法定検査の未受検者に対する命令、違反者への罰則などが規定され、知事の指導監督権限が強化されました。

この改正を受けて、浄化槽の設置状況の把握、台帳の整理を行うとともに、適正管理が徹底されるよう指導を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額) 一覧 No. 206)

■浄化槽整備事業を実施する市町村への補助

【環境衛生課 内線：2577】

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に有効な合併処理浄化槽の設置をさらに促進するため、平成4年度から実施している「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」を実施する市町村への補助金に加え、平成17年度からは、市町村が主体となって各戸ごとに浄化槽を整備し使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施

する市町村に対しても補助金を交付し、より一層の浄化槽整備を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 202)

#### ■大阪湾再生行動計画のフォローアップ

【環境管理室 内線: 3854】

国の関係省庁や大阪府をはじめ10府県市などで構成する「大阪湾再生推進会議」に参画し、平成15年度に策定した「大阪湾再生行動計画」のフォローアップとして、平成18年度は新たに釣り人も参加して水質一斉調査(海域215地点、河川等263地点)を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 一)

#### ■大阪府生活排水処理実施計画の推進

【環境管理室 内線: 3854】

平成15年3月に策定した「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、地域特性に応じた効率的かつ計画的な処理施設整備を進めるため、市町村に対して技術的指導、支援を行った結果、八尾市、泉南市の2市で生活排水処理計画の見直しが行われました。また、より地域の実情に即した処理方策の選択が行えるよう経済性比較手法の改良などについて検討を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 208)

#### ■生活排水対策推進月間の設定

【環境管理室 内線: 3854】

水質汚濁の主な要因である生活排水について、各家庭での汚れを抑える行動に一人ひとりが一層取り組んでもらえるよう毎年2月を「生活排水対策推進月間」と決めました。また、月間をPRするため標語「洗剤お風呂洗い物ちょっとした工夫で綺麗な川に」の設定や街頭キャンペーンを行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 209)

図-30 生活排水対策推進月間の街頭キャンペーン



#### ■流域下水道事業の推進

【下水道課 内線: 3959】

大阪湾や河川などの公共用水域の水質改善のために、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンターの整備を進めています。水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度処理施設を11箇所の水みらいセンターで建設しており、そのうち、北部水みらいセンターでは、高度処理施設(処理能力28000m<sup>3</sup>/日)の増設工事が完了しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 235)

#### 【流域下水道】

複数の市町村の汚水をまとめて処理する下水道

#### 【水みらいセンター】

大阪府では、流域下水処理場の名称を平成18年4月1日から「水みらいセンター」に変更しました。「下水処理場は、良好な水環境の創造や高度処理水、バイオマス、大きな施設空間などを有する資源の宝庫であり、循環型社会を創出する未来(みらい)へつながる可能性を持っている」という理由で、公募作品の中から選定されました。

図-31 北部水みらいセンターの高度処理施設





#### 4 環境リスクの低減・管理

##### (1) 主な目標と現状

###### 【主な目標】

2005(平成17)年度までにダイオキシン類の排出量を2000(平成12)年度比で約4割削減し、環境保全目標を達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。また、環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します。

###### 【計画策定時の状況】

2000(平成12)年度の府内でのダイオキシン類の排出量は、89.4gでした。

###### 【現状】

平成18年度におけるダイオキシン類の排出量は13.0gで、2000(平成12)年度比で85.5%削減しました。ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を達成していましたが、河川水質では75地点中8地点(平成17年度は8地点)で、河川底質では75地点中2地点(平成17年度は4地点)で、それぞれ環境保全目標を達成していませんでした。

また、平成17年度におけるPRTR法に基づく府内での化学物質の排出量は、25,862トンで、全国の4.3%を占めていました。

###### 【PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)】

有害性のおそれがある化学物質について、事業者の自主的な管理を促進し、環境汚染の未然防止を目指した法律のこと。一定の業種や要件に該当する事業者が届出対象となり、届出の集計と届出対象外の発生源の推計により、環境への排出量を算出している。

##### (2) 平成18年度に講じた施策

###### ■アスベスト飛散防止対策等の推進【新規】【再生】

###### 【環境管理室 内線：5201】

中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、「大阪府アスベスト対策推進本部」を設置し、全庁的に取組むとともに、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベストの飛散防止を目的とした大気汚染防止

法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行い、徹底した規制指導を実施しています。特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、関係団体の参画によるアスベスト飛散防止推進会議、府民・事業者を対象としたアスベスト飛散防止対策セミナーを実施するとともに、解体現場パトロールを実施するなど、重点的な取組を行いました。

また、府民の生活環境への不安を解消するためには、府域の一般環境におけるアスベストの状況を把握することが必要であることから、府内34地点において大気中のアスベスト濃度の実態調査を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No.185)

図-32 解体現場パトロール



###### ■府有施設アスベスト対策事業【新規】

###### 【公共建築室 内線：4606】

アスベストによる健康被害を防ぐため、府立学校を含む府有施設において、使用されているアスベスト含有吹付け材について、除去等の対策工事を計画的に実施しました。

また、対策工事を行うまでの間、世界保健機関の環境保健基準を満たしていることを確認するため、空気環境測定を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No.266)

■化学物質対策の推進

【環境管理室 内線：3808】

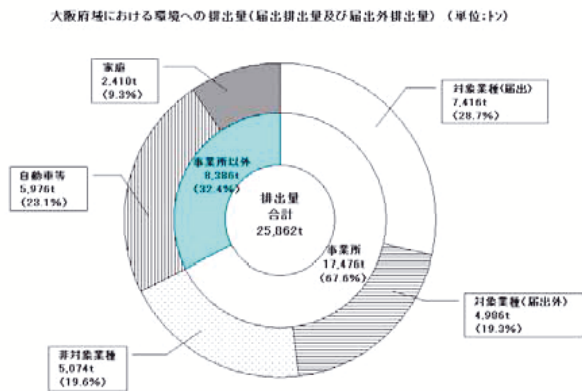
化学物質による環境リスクを低減するため、大阪府環境審議会の答申を踏まえ、平成19年3月に大阪府生活環境の保全等に関する条例を改正し、PRTR法を補完し事業者の自主的管理を促進する大阪府独自の化学物質管理の仕組みを整備しました。

また、PRTR法に基づき、事業者から化学物質の排出量等の届出を1,926件受付け、国へ送付するとともに、国がとりまとめたデータを活用し、地域別・市町村別の集計を行いホームページなどで公表しました。

さらに、事業者に対して化学物質の排出抑制のため適正管理の助言等を行うとともに、府民に対して化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて化学物質の有害性や市町村ごとの排出量等の情報提供を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 258, 259)

図-33 府内における化学物質排出量(平成17年度)



■ダイオキシン類対策事業(発生源対策)

【環境管理室 内線：3873】

ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法等に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の届出内容の審査、構造基準・維持管理基準や排出ガス等の排出基準の遵守、自主測定の実施

等の指導を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 260)

■大阪エコ農業総合推進対策事業

【農政室 内線：2739】

農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度の推進などを通じて、環境への負荷軽減に配慮した農法の普及を図り、府民が求める安全安心な農産物を生産することを基本に、農業の持つ物質循環機能を活かしながら、地域環境の保全に寄与していく大阪エコ農業を推進しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 217)

図-34 エコ農産物栽培の様子



■ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策

【河川室内線：2952】

平成14年度から実施している河川底質のダイオキシン類の調査結果により、神崎川や木津川の河川などで環境基準値を上回る値が確認されているため、その汚染範囲を特定し、底質の浄化方法について検討のうえ、神崎川において対策を講じました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 No. 375)